

第一節 寛延の天災と歎願書の提出

寛延元年六月大風雨ありて七月下旬に至るまで降雨なく、農作枯死す、同月二十一、二日に亘り大風洪水ありて民屋田地流失するもの多く、然るに又九月二日及十六日の二度の洪水にて農作收穫を失ひ、翌二年四月地震あり、六月暴風洪水あり、七月二、三日にかけ再び大洪水あり、井闌池の如きは宇手井越水一丈三尺堤にて三、四尺堤防破壊四十間餘にして、前代未曾有と稱せられ、人畜死するもの數を知らず、八九の両月には牛疫流行して斃死せるもの數千に上りぬ。斯くの如く氣候不順にして天災に加ふるに天災を以てし穀物上らず、西讃の領民正に餓死に頻し離散するの止むなき悲運に達しぬ。然るに藩吏を始め、大庄屋、庄屋等の中に私利を貪るものありて百姓の憂苦を顧りみず、租税は年毎に重りて愁聲日々に増し、那珂、多度、三野、三郡民殊に甚し、是に於て權兵衛、彌市郎、嘉兵衛以上三豊郡笠田村、兵治郎、同郡大野村、金右衛門、仲多度郡十郷村、甚右衛門、同郡吉原村、金右衛門、同郡四箇村等の七人主謀者となりて、十三箇條の歎願書を庄屋に提して上聞に達せんとす、即ち左の如し。

寛延三年午正月百姓

奉願上

口上之覺

- 一、御未進方并に借銀借米共利留にて三十ヶ年間年賦
- 一、御年貢上納方歩定銀米出來次第銀納時之御藏相場
- 一、御米藏拂御藏役人手入無之候而者御受取不被成米廻し斗辨斗切被仰候様に
- 一、大庄屋、町宿、日用銀并に諸費等近年不相應にて至極迷惑仕り候此以後日用帳御上より御吟味の上割負候様に
- 一、御拂藁并に繩御藁藏まで御上納仕候外には御用捨
- 一、村々庄屋組頭御役儀召上られ可被下様尤も村々より其人にても重て御願申上品々

御座候

- 一、在中御譜請所品々下役御用捨村々貰ひ人足急度御停止被仰候様に
- 一、村々庄屋歳暮銀年玉銀御無用
- 一、郷中御普請之節人足扶持方枕扶持被仰付候様に
- 一、毎年御勘定之節村町宿諸役人衆臺所茶番賄御無用
- 一、御勘定村々庄屋直勘定只今迄米歩高に當り候
- 一、新諸運上停止

一、御用銀卯暮已夏割銀少々義も御返濟無之迷惑仕候

以上の歎願書は當時に於ける地方政治の實狀を窺ふべき貴重資料なると同時に、該騒動の原因を列擧せるものといふべきなり。之によれば藏役人の横暴、大庄屋、庄屋、組頭の不法、租税の増加等一目瞭然にして民衆の歎願は誠に同情すべきものなり。されど庄屋等は斯る願書を藩主に達するは、自己の奸悪を立證する所以なるを以て、敢て之を上聞に達せず、百姓等奸利の庄屋、大庄屋を恨むこと益甚しく鬱々として其年も暮果てぬ。

誰知滿腹精忠氣 慙殺堂々世祿人

以て其の意氣を察すべきなり。其他本郡志士として數ふべきものに三木孝平、太田常三、柳川成興ありて大義を明かにし、名分を正し、皇室の式微、幕府の専恣を憤慨し、同志を糾合して尊王の實を擧げたり。(國事鞅掌報効志士人名錄、豊濱町志、讃洲府志)

第三十二章 安政の大地震

安政元年十一月四日五日の兩日に亘りて大地震あり、人家多く傾壞しければ士民皆屋外に假居して避難せり、翌年に至りて全く止む、此年關東大地震あり、江戸殊に甚しく、諸侯の邸宅士民の屋舎殆んど破壊し約七千の死傷者を出せりといふ、蓋元祿以降の大地震なり、水戸の二名士藤田東湖、戸田蓬軒の震死せしも此時なり。震後産業頓に不振を來し、世に漸く窮乏を催し、盜難各所に顯はれしかば、丸龜藩にては豫讃の境界を嚴にし、藩内に命じて、盜賊を逮捕せしめたり。(香川縣史、萬覺帖)

多度津藩に於ても慶應年間に農兵を徴せしが、明治元年十二月解隊し、後五十人を選抜して赤報隊を編制し、間もなく先進隊と改稱して二小隊となせしが、明治五年之を止む。
(大見村誌)

第三十八章 寅年の洪水

慶應二年八月大洪水あり、世人寅年の洪水と稱し、今猶古老の口にする所なり。八月一日より豪雨頻りに降り續き、水量次第に増加し八日夜に至りて暴風雨となり、諸山の濁水飛瀑の如く、激流山麓に漲り高瀬川の如きは堤防各所に決潰し、大見、高瀬、吉津の三村民に舟を以て東西に避難せしと稱せられ、殊に財田川は南方阿讃山脈の谿水溢れ、忽にして下流一帯の地は海に化し、常磐村に於て床上三、四尺、観音寺町にて屋上を越えたるものさへありて、家屋の流亡するもの、家具木材の流失するもの、死体の漂流するもの夥しく、頗る慘状を極めたり。當時郡内の損害は未だ審にせずと雖も大見村に於ては

字濱堂川堤防決潰數十箇所

字同川の下流字淺津汐水除水門全部破潰

幹流高瀬川堤防決潰數十箇所

字三反地、濱等の耕地に砂山を築き、荒地となりたるもの少しとせず

と同村誌に見えたり、以て其一斑を窺ふべし。(大見村誌、下高瀬村誌、仲多度郡史、古老談)